

網 紀 規 則（ 抜 粋 ）

（税務支援への従事義務）

第14条 会員は、本会及び連合会が実施する税務支援に従事しなければならない。

- 2 会員は、本会から前項の従事の要請があった場合は、病気療養その他正当な理由なくこれを拒むことはできない。
- 3 会員（税理士法人の社員及び所属税理士である税理士会員は除く。）は、その事務所において執務又は勤務する税理士会員が第1項に規定する税務支援に従事する場合において、これに協力をしなければならない。